

# 令和5年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和5年5月29日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年5月29日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第41号 専決処分の報告承認を求めることについて  
議案第42号 令和5年度森町一般会計補正予算（第3号）  
議案第43号 令和5年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長 （吉筋恵治君）出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年5月森町議会臨時議会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へ変更されましたが、本臨時議会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 吉筋恵治君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言をするときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、2番清水健一君及び3番佐藤明孝君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第41号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

内藤事務局長。

( 職員朗読 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第41号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降は「新型インフルエンザ等感染症」には該当せず、「5類感染症」に該当することとなり、国は、令和5年5月8日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定

大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正いたしました。

人事院規則 9-129 の改正では、令和 5 年 5 月 8 日以降に新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員についての防疫等作業手当（特殊勤務手当）の特例をなくすこととしていることから、森町も同様の取扱いとするため、関連する森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例を早急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 8 日付けで専決処分を行い、同条第 3 項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

初めに、「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の感染症防疫作業手当の特例と当該手当の額について規定しております制定附則第 2 項及び第 3 項を削り、第 1 項の項番号を削るものでございます。

次に、「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の感染症防疫作業手当と当該手当の額について規定しております第 2 条第 5 号及び第 7 条を削るものであります。併せて、地方公務員法の改正に伴い、第 8 条中の短時間勤務の職員である再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同条及び第 9 条を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

議 長 ( 発言する者なし )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第41号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。  
日程第4、議案第42号「令和5年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
内藤事務局長。  
( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第42号「令和5年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。  
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139,567千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,334,117千円とするものでございます。  
今回の補正は、国が3月28日の閣議において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、令和4年度の予備費を財源とし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重

点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置することを決定いたしました。これに伴い、町が実施する事業費を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項9目、自治振興費2,070千円につきましては、町内会の活動支援を目的として、電気料金を補助するものでございまして、1町内会3万円を上限に、令和3年度と令和5年度を比較して上昇した差額を助成する町内会公民館等活動支援金でございまして。

3款1項1目、社会福祉総務費3,422千円につきましては、町内の社会福祉施設を支援するため、支援金を給付するものでございまして、入所系の施設には定員1人当たり8千円、通所系の施設には定員1人当たり4千円、訪問系の施設には1施設当たり3万円の支援金を給付するものでございます。

6目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費53,807千円につきましては、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を給付する事業でございまして。住民税非課税世帯、また家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付するもので、給付対象世帯を1,530世帯と見込み、給付金事業費45,900千円と、事務費7,907千円を計上するものでございます。

9・10ページ、2項1目、児童福祉総務費29,718千円のうち、子育て世帯応援給付金事務費3,800千円及び子育て世帯応援給付金事業費22,000千円につきましては、子育て世帯に対し経済的支援を行うもので、高校生世代までの児童を養育する子育て世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給する経費でございまして。なお、当該給付金は、国が実施する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の受給者を除くもので、給付対象者を2,200人と見込んでおります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策経費3,918千円のうち、教育・保育施設給食提供に係る物価等高騰対策支援金1,830千円につきましては、保育園等を利用する児童の保護者が負担する給食費について、物価上昇に伴う費用として給食費の10パーセント分を対象施設に支援し、保護者の負担を軽減するものでございます。

保育所電力・ガス等価格高騰対策支援金2,088千円につきましては、町内の保育所等に対し、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援するため、利用定員1人当たり6千円を支援金として給付するものでございます。

4款1項5目、診療所費30,000千円につきましては、森町病院及び森町家庭医療センターの電気料金の高騰相当額を、電力・ガス等価格高騰対策支援金として繰り出し、経営基盤強化を図るものでございます。

11・12ページ、6款1項2目、農業総務費8,870千円のうち、認定農業者肥料高騰対策支援金7,000千円につきましては、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、森町の農業の担い手である認定農業者に対し、価格高騰分として肥料等の経費の10パーセントを、10万円を上限に支援するものでございます。

太田川上流部土地改良区電力価格高騰対策支援金1,360千円につきましては、太田川上流部土地改良区に対し、給水施設などの施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当額を支援金として給付するものでございます。

天方宿泊施設等電力価格高騰対策支援金510千円につきましては、天方宿泊施設並びに吉川キャンプ場の指定管理者に対し、施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当額を支援金として給付するものでございます。

7款1項1目、商工総務費11,680千円のうち、中小企業等燃料費光熱水費高騰対策支援金10,000千円につきましては、町内事業者の負担軽減支援を目的として、燃料費や光熱水費等の固定費の

一部を補助するものでございます。具体的には、4月から9月の間の任意の4か月の燃料費及び光熱水費が、令和3年同期と比較して10万円以上増加している町内の中小企業等に対し、増加分の2分の1を10万円を上限に支援するものでございます。申請件数の見込みといたしましては、おおむね100事業者を想定しております。

森町体験の里電力・ガス等価格高騰対策支援金1,680千円につきましては、森町体験の里アクティ森の指定管理者に対し、施設運営の継続を図ることを目的に、施設運営に係る電気料金の高騰相当分を支援金として給付するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金115,358千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、国が令和4年度予備費からの支出を決定した、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を対象事業費へ充当するものでございます。

20款1項1目、繰越金24,209千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （吉筋恵治君）日程第5、議案第43号「令和5年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

内藤事務局長。

（職員朗読）

議 長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第43号「令和5年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出の予定額」の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益138,468千円に30,000千円を追加し、168,468千円とし、病院事業収益の予定額を2,967,290千円とするものでございます。

第3条につきましては、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を30,000千円減額し、770,000千円とし、第4条につきましては、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を30,000千円増額し、370,000千円とするものでございます。

それでは、第2条の内容につきまして申し上げますので、8ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入ですが、1款病院事業収益2項医業外収益1目他会計負担金1節一般会計補助金30,000千円は、電力・ガス等価格高騰対策支援金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計より繰入をお願いするものでございます。

以上が、令和5年度森町病院事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 （吉筋恵治君）ここでしばらく休憩します。

（午前9時55分～午前10時10分 休憩）

議長 （吉筋恵治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第42号「令和5年度森町一般会計補正予算（第3号）」について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 （川岸和花子君）川岸です。

説明書の7・8ページの2款1項、総務管理費の自治振興費のところでは、各町内会への活動への支援ということで要望があったのかとは思いますが、令和3年度と令和5年度を比較しての差額を支給するという話だったので、実際どのように、いつ計算し

てどのタイミングでどう支給するのかということを伺います。

二点目が、3款1項、社会福祉総務費の福祉施設への電力・ガス・食料品等の高騰対策支援金ということですが、昨年の10月にも同じような金額の基準で支援されていると思うのですが、少し増えているのは人数が増えているということなのか。それとも例えば施設が増えたとか、そういうことがあるのかということを伺います。

そして三点目ですけれども、次の9・10ページ、2項、児童福祉費の児童福祉総務費。高校生の世代まで1人当たり1万円ということ、子育て世帯特別給付金を除く子どもたちにとということだったと思うんですが、こちらもどの時期にどのようなタイミングで支援するのかということを伺います。

最後にもう一点、11・12ページ、6款1項、農業総務費の認定農業者への支援。肥料価格が上がっていることについての支援ですけれども、こちらもどのような計算でどのように支給するのかということを伺います。お願いします。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

川岸議員の一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

説明資料の7・8ページですけれども、2款1項9目の町内会公民館等活動支援金でございます。こちらにつきましては、町内会に対しまして電気料金の高騰に対する補助金でございまして、令和3年と令和5年度を比較をしまして、上昇をした差額を補助をするものでございます。令和3年度と令和5年度の月額電気料金の差額掛ける12か月分を補助金額とします。上限額が3万円でございます。算出方法につきましては、各町内会で決めていただければいいんですけれども、令和5年度の連続した3か月の各町内会の電気料金と、その同月の令和3年度の電気料金を比較をしまして、3か月分ですので比較したものに掛ける4をしまして、それを12か月分としまして各町内会に支払うというものでござい

議 長  
総務課長

議 長  
福祉課長

す。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

川岸議員の二番目のご質問にお答えいたします。

前年同様の支援金ですが、一部増額があったということで、その部分についてお尋ねいただいております。

この部分については、前回から増額した部分が7万2,000円になっているかと思いますが、通所系の事業について、今回、新たにサービスを始めたいというところが、申し出を出したいということをお尋ねしております。今年度中にこの事業が開始されると、今のところ定員18名で通所系のサービスを開始したいと伺っておりますので、通所系の場合、定員1人につき4,000円でありますので、その部分の7万2,000円を前回よりも増額させていただいております。以上です。

議 長  
健康こども  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

川岸議員の三点目のご質問にお答えします。

9・10ページの民生費、児童福祉費の児童福祉総務経費、健康こども課分の0008子育て世帯応援給付金事務費についてです。

どの時期に支援をするのかというご質問だったと思いますが、まずこの給付金につきましては、児童手当の受給者に対しては児童手当の受給者リストがありますので、それを基にまず15歳までの方がいる世帯に対してリストを抽出いたします。それが大体8月の初めぐらいと予定しております。時期が少し遅れるということになりますが、予算の成立の後にシステムの改修をいたしますので、7月ぐらいにシステムの改修。それからシステム改修が終わりましたら、先ほど申し上げたとおり、8月の初めに児童手当の受給者リストを抽出しまして、対象者に通知を送付いたします。早ければ8月末に1回目の給付金の支給をする予定でございます。

また、高校生世代だけの子育て世帯、それから公務員の方、それから所得制限によって児童手当を受給されていない方も対象になりますので、その方につきましては、申請が必要です。9月ごろから対象者にご案内を送付いたしまして、申請受付を経まして、早ければ9月末に支給を開始する予定となっております。スケジュール的には以上となります。

議長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

川岸議員の四点目のご質問につき、ご説明いたします。

11・12ページ、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、細目の新型コロナウイルス感染症対策経費のうち、認定農業者肥料高騰対策支援金についての具体的な内容ということでございます。

この支援事業、支援金につきましては、目的といたしましては、認定農業者が化学肥料や飼料の高騰に対しての農業生産の経費負担を支援するといった内容でございます。

概要については、認定農業者が営農に係る令和5年6月から令和5年12月、7か月分になりますけれども、その間の肥料又は飼料購入費用に対しまして、その購入費の10パーセントで上限10万円を支援するという内容でございます。

認定農業者の数については、現在、65名でございますけれども、新規の認定が数名程度少し話がございまして、合計で70名を想定して、10万掛ける70ということで、予算額として7,000千円を提案させていただいております。

ですので時期といたしましては、令和5年12月までの実績が出た段階で、補助金・交付金でございますので、認定農業者から申請があつて、その内容を審査いたしまして、年度内に支給するという内容でございます。以上です。

議長  
5番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川 岸 和 花 子 君 ) まず、7・8ページの町内会への電気代

のことです。これは結局差額等の申請があるのは年度末ということ  
とで、年度末での支給ということになるのかという確認が一点。

その次の福祉課は大丈夫です。

健康こども課さんの高校生世帯の1万円も確認いたしました。

最後の認定農業者肥料高騰対策支援金についてですけれども、  
わからないですが肥料、飼料共に高騰しているということを多く  
伺います。どれぐらいなのかわかりませんが、この10パーセント  
に対して10万円の上限というものが適当なのかどうかというのが  
ちょっと判断しきれないんですが、印象としてはそれで足りるの  
かというか、それが大いなる支援になるのかという心配があるん  
です。その辺の展望というか、おそらくすぐに高騰が収まるとい  
うことは想像できないんですけれども、この先の展望とか、どれ  
ぐらい高騰しているよというような指標があれば教えていただき  
たいと思います。

議 長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町内会公民館等活動支援金の支給時期は年度末かといった質問  
かと思えます。

現在考えているのが、11月までの3か月連続した電気代でもっ  
て申請をしていただいて、年内の支給を考えております。以上で  
す。

議 長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

川岸議員の二回目の再質問につきまして、ご説明いたしたいと  
思えます。

まず肥料高騰対策については、まず国でこれとは別に農業者肥  
料高騰対策支援ということで、国にその補助金を申請するには当  
然少し条件があるんですけど、肥料の低減を図るとかいった条件  
があるんですが、その条件を踏まえたうえで、国で高騰分の70パ

一セント。その残りの30パーセントを、町と県で支援するという事業を昨年度から今年度にかけて実施しております。昨年の6月から10月までの秋肥、昨年の11月から今年の5月までの春肥というように分けて、それぞれ申請をしていただく。この事業については、昨年度予算の繰越をお認めいただいて、5月まででございますので、先ほど申し上げました秋肥と春肥の補助を併せて、今後、5月15日から7月10日までの間で公募をして、その後申請をして、今の国からのスケジュールでは、9月ぐらいにまずその分の支援を支払う。それと併せて、町・県の支援を行うというようになっております。町については、それ以降にかかる6月からの肥料への高騰ということで、その分を支援していきたいといった内容のものでございます。

この事業については、昨年度についても同様な、少し内容は変わるんですけども、昨年度の補助金については、令和3年度の肥料の申告の額の10パーセント、上限10万円ということで、対象者は同じ認定農業者ということで支援をさせていただいて、実績としては、65人の認定農業者のうち58人の支給ということで、総額で529万2,000円という状況になっております。

ご質問のありました上昇に対する支援は十分かということでございますけれども、国の上昇率が、計算上1.4という形になっております。あとはそれこそ5月27日土曜日の日本農業新聞において、秋肥に対して価格が落ち着いてきているよということで、秋肥の見込みが前年の物に対して28パーセント安くなるという日本農業新聞の記事がございますので、見込みとしては高騰が収まってくると、市況も落ち着いてくるよということがございますので、補助金の内容としては妥当ではないかと考えております。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

( 岡 戸 章 夫 君 ) 6 番、岡戸です。

今回の補正予算で歳入のところになりますけれども、新型コロナ

ナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金ということで一括で書かれておりましたので、それについて、一応確認させていただきたいです。

内閣府の5月26日に公表されている「総合経済対策等の主な施策等の進捗状況」というのを、今、ホームページで見させていただいているんですけども、経済対策について、各内閣府のほか各省庁、例えば経産省とかいろいろから出ている中で、今回、我々が今審議しているのは、その中の「内閣府による予備費の提示」というところで良いのかなと確認させてください。それを見ますと、ざっくり物価高騰対策と低所得世帯への支援枠ということで出ていて、それぞれ3月29日付けで各自治体に交付限度額の追加分を通知しているよと。ですので3月議会があったのが3月24日ですので、3月の議会が終わった後国からそういう提示があって、それを今審査して今に至っているのかなと理解はしております。これを見ますと、第1回の計画提示が5月29日となっているので、今こうしてやっているのかなと思うんですけども、更に読ませていただくと、自治体による事業の先行実施が可能というようなことも書かれておりますので、今我々はここの部分を審議しているのかなということだと思んですけど、その確認だけさせてください。

議 長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

ただ今の岡戸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の新型コロナウイルスの交付金の関係ですが、今、岡戸議員にご説明いただいたとおりということによろしいかと思っております。

これは国では令和4年度の予備費を財源として、それを繰り越して5年度の事業として活用をさせていただくというところからです。3月末の日付で通知をいただいたものですから、そこから各課へ事業の洗い出し等の事業調査をさせていただいて、財政課で

そこら辺の課題の整理をして、町長査定を行って、今回、補正予算を編成をさせていただいて、臨時議会というところで計上させていただいているという経緯になっているところでございます。

また、5月29日までにこの交付金に関する実施計画を提出することになっているということでございます。これにつきましては、第1回目は任意ということでございますので、それをやらないといけないというものではございません。ただ、この第1回目については、そこに載せられる範囲内で固まったものについては、計画を提出をさせていただくという方向で取り組んでいるというところでございます。以上です。

議長  
6番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡 戸 章 夫 君 ) 外からの情報で、森町の今回の予備費枠は、ざっくり2億ぐらいということで聞いたところがございますけれども、今回計上されているのが1億1,500万ぐらいということだとすると、まだこの国からの提示というのは、いくらかの内示額があって、そのうちを今回ここで出しているという考え方でいいのか。それとも、こちらからあくまでもとにかくこれだけやりたいよというのを提示して、それがそのままストレートに国の予備費として使われるのか。ちょっとそこも教えてください。

議長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

岡戸議員の再質問にお答えをいたします。

コロナの交付金の限度額につきましては、3月29日付けで通知をいただいているというところであって、これにつきましては、基本的には更に奥にたくさんあって、そのうちのいくらかを今回計上しているということではなくて、基本的には交付限度額に沿って計上させていただいていると。

ただ、低所得世帯支援枠につきましては、示された交付金の計算の根拠となる考え方でもございますので、その考え方に沿って計上させていただいているというところでございますので、今回

の交付金につきましては、基本的にはこの金額でもって取組を進めていくということになると考えています。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

( 中根信一郎 君 ) 8 番、中根信一郎です。

10ページ、健康こども課の0008委託料のシステム改修委託料3,080千円。このシステム改修の内容的なもの、どのような形で変えていくのか、その辺のこと。

その下の0009の子育て世帯応援給付金の22,000千円の件ですが、これに対しては、通常以前から給付をしているような口座にそのまま対象者へ振り込みをされるとか、そういう形で給付するのか。それとも、また新たな形なのか。その辺のところをお伺いします。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

課 長

ただ今の中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。

0008の子育て世帯応援給付金の事務費の中の委託料、電算関連の改修でございます。改修の内容につきましては、実際に児童手当の受給の台帳というのがございますが、その台帳の中からは児童手当の受給者を抽出するというので、それに合わせた改修となります。台帳の抽出のところ、それから台帳をこちらに提供していただく改修の部分、それから口座の情報をこちらにまたデータとして落としてもらうということで、その改修を見込んでおります。

それから二つ目の口座の関係ですけれども、0009の子育て世代応援給付金事務費ですけれども、口座につきましては、基本的には児童手当を受給している世帯につきましては、児童手当の口座に振り込むという形になります。ただ、その口座ではというような方がもしいらっしゃった場合につきましては、申請をしていただいて、口座の変更ということは可能でございます。

それから、児童手当を受給していない方につきましては、申請時に口座の登録情報を記入していただきまして、そちらに支給をさせていただく予定でございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治 君 ) 8番、中根信一郎君。

8番議員

( 中根信一郎 君 ) 子育て世帯の応援給付金で確認ですが、以前、所得制限とかあったときがあったかなと思いますが、今回については、そういったものはないのか、あるのか。それだけお伺いします。

議長

( 吉筋恵治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

課長

中根信一郎議員の再度の質問にお答えいたします。

今回のこの給付金につきましては、町独自の給付金ということで、所得制限を特別設けておりませんので、高校生世代がいる子育て世代に対しての子ども1人当たり1万円の給付となります。以上です。

議長

( 吉筋恵治 君 ) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

( 加藤久幸 君 ) 7番、加藤でございます。

7・8ページと9・10ページの両方に渡りますけれども、まず福祉課さんのところの電気・ガス・食料品等の高騰の支援金。それから、同じく9・10ページの健康こども課さんのところの電気・ガス等価格高騰対策支援金のところ。福祉課さんの方は「食料品等」というところが入ってますが、健康こども課さんの方は「食料品」が抜けていますけれども、その理由を教えてくださいたいと思います。

それと、電力・ガスということですが、どのぐらいのパーセンテージの高騰を考えているのか。電力とガスは分けて考えているのか。それから、大手電力会社が値上げの申請をしましたが、この電力はどこからの電力なのか。中部電力さんは電力は据え置きということで聞いていますけれども、そのところ。それから食

議長  
福祉課長

料品「等」、それから物価高騰対策のガス「等」という、その「等」は何を指しているのか。その三点についてお伺いをいたします。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

加藤議員のご質問にお答えいたします。

3款1項6目の電力・ガス・食料品等価格重点支援給付金の事業についてですが、こちらの福祉課について食料品等に「等」がついているところ、またこの「等」についてですが、電力・ガス・食料品のみならず、消耗品等々が現在、家庭においてさまざまな購入においては、全体的に価格が高騰している中でありますので、限定はせずという意味で「等」をつけさせていただいております。

また、電力・ガスの高騰は何パーセントを想定かというところではあります、手持ちの資料ですけれども、日銀の見通しの中で23年度の消費者物価指数についてですが、プラス1.7から2.0というような数字が入っておりましたので、この中間をとれば1.8パーセント程度ではないかという想定の上に事業が動いていると解釈はしておりますが、そもそもこの重点支援給付金について1世帯3万円というのは、国のモデルについて、町もそのモデルに基づいて形を整えているところであります。

また、電力について中部電力は価格の据え置きと出ているようですが、契約会社というのは一括で確認が取れていないところでもありますし、現在、国の軽減措置が入っているかと思いますが、これも秋以降継続されるかどうかというところで、高騰の継続が心配されるところでありますので、その中でこの支援の実施を考えていたところではあります。以上です。

議長  
健康こども  
課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

加藤議員のご質問にお答えいたします。

9・10ページの0010新型コロナウイルス感染症対策経費の保育

所電力・ガス等価格高騰対策支援金についてです。

こちらのところで、福祉課と違って「食料品等」が抜けている理由でございますけども、教育・保育施設等給食提供に係る物価等高騰対策支援金というのがございまして、給食費に係る部分につきましては、こちらで支援をいたすという形になりますので、この保育所電力・ガス等につきましては、食料品というところは抜いております。福祉課と同じく「等」というところがついてるのは、電力・ガスだけに留まらず、物価高騰対策に対してご使用していただくという形で「等」を記載しております。

それからどのぐらいの高騰を考えているかということでございますけども、保育所電力・ガスの関係につきましては、電気代、それからガス代が合わせてどのぐらいの単価が上がったかというところを比較しております。令和3年の平均単価と令和5年4月までの単価を電気・ガスともにそれを比較しまして、上がった分、どのぐらい上がったかというところを見ております。電気につきましては、11円から15円ぐらい上がっております。ガスにつきましては、40円から80円程度上がっているところですので、その上がっている部分に令和5年度の見込み量を掛けまして、実際どのぐらい電気代、ガス代が高騰しているかというところの部分の影響額を出しまして、その影響額に子ども1人当たりの影響額を出して計算しております。

それから電力会社につきましては、こちらも4園については確認しておりませんが、もりの保育所につきましては、森町の保健福祉センターになりますので、センターの鈴与グループの電力となります。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員

( 亀 澤 進 君 ) まず歳入で、歳入といいますか、民生費の社会福祉費と児童福祉費に一般財源が与えられておりますけど、先ほど森町独自の事業ということも言っていましたので、そ

ここに繋がるのかなと思うんですけど、この一般財源の充当について、説明をお願いをします。

それと、電力・ガス高騰への支援金ですけど、例えば電気料金は、電気料金だけを見ているのか。電力量もちゃんと比較しているのか。その辺り今更ですけど、以前からある事業なので。令和3年度には何もなかったのに、令和5年度は冷房をつけたと。無論電気代金は上がるんですけど、電力量も上がっていくんですけど、この辺りはどのように審査しているのかなど。他の企業なんかも、また農業なんかもそうだと思うんですけど、規模とか設備を変えることによって変化するという部分を、どのように捉えているのかなという考え方を教えていただきたいと思います。

議 長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

ただ今の亀澤議員のご質問にお答えいたします。

最初の一項目のご質問、7ページのところの、3款1項6目の5,057千円についての充当の考え方ということでよろしいかと思えます。

これにつきましては、今回の給付金の事業というものの対象者が、一つは非課税世帯、それからもう一つが家計急変世帯ということで二つに分かれておりまして、非課税世帯分についてはこの48,750千円ということで、国による交付金というものを充当しているというところがございます。それから家計急変につきましては、今回のコロナの交付金のいわゆる低所得世帯支援枠、こちらからは対象外ということでされておりますので、こちらについて家計急変は30世帯ございますけども、それを見込んだ分については、一般財源ということで整理をさせていただいているということでございます。

また、以上のご説明は給付費についてでございましたけども、事務費につきましても、コロナの交付金で交付の算定基礎となるのが、1世帯当たり2,500円という金額でございます。それを基

本的には、今回、事務費をオーバーしておりますので、オーバーも含めて、5,057千円ということで一般財源ということで充当させていただいているというところでございます。

それから電気・ガスの上昇分について、電気だけを見ているのか。あるいは電力量等の諸般の状況等も考慮しているのかというところでございますが、今回の算出の基礎となる見込み方については、令和5年度の見込み単価と令和3年度の実績の単価の差をまず出して、そこに今年度の使用見込み量を、それぞれ各課において具体的に見込み量を算出をしていただいて、それを乗じて得た額を高騰影響分ということで、今回、計上させていただいているというところでございます。以上です。

議長  
企画財政  
課長

( 吉筋恵治君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦君 ) 企画財政課長です。

一点答弁漏れがございましたので、追加をさせていただきます。

資料9ページの3款2項1目の財源内訳のところの19,152千円についても、一般財源ということで充当させていただいているところでございます。今回、事業費の合計が交付金をオーバーしておりますので、そちらのその分をこちらの応援給付金に一般財源を充当させていただいたというところでございます。以上です。

議長  
12番議員

( 吉筋恵治君 ) 12番、亀澤進君。

( 亀澤進君 ) ありがとうございます。

今の財源の関係ですけど、先ほど健康こども課が森町独自の事業ということを言っていたんですけど、それについての一般財源の充当ということではないということですかね。森町独自の事業とってたものがよくわからなかったんですけど、さっきの中根信一郎議員の質問のときにそのような話を言っていたので。

それと高騰分の支援の話ですけど、設備、規模の変化については、あまり詳細は追求しないというような考え方で、上限はもちろん設けているのでそうなのかなと思うんですけど、そういうことでよろしいのでしょうか。

議 長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

亀澤議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めの子どもに関する支援金、独自の事業ということでございますが、今回のコロナの交付金ですが、いわゆる町の地方単独事業に対して充当することができるという整理でございますので、当然こちらの町の独自の事業に対しても充当をさせていただいているというところでございます。ただ、事業費の合計全体が、今回、コロナ交付金を上回っていますので、その部分については一般財源を充当したという整理でございます。

それから二点目のご質問でございますが、確かに年度途中のさまざまな状況により、電気料等も変更をするのではないかとということも考えておりますけれども、最終的には使った電気料等の実績を見て、その範囲内で補助をさせていただくというものでございますので、最終的に実績額を見て充当の整理をもう一度させていただくと、決算ベースでさせていただくというように考えているところでございますので、ご理解をお願いします。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありますか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 二点ほど。

健康こども課で、教育・保育施設給食提供に係る物価高騰対策支援金。これは必要だと思いますが、昨年、中学校、小学校の給食の支援が出ましたが、今回は学校の方は必要はないということでいいのでしょうか。

それともう一点は、12ページ、太田川上流部土地改良区電力価格高騰対策支援金。これは本当に必要だと思っています。森町には、土地改良の事業が数か所ございます。一宮もございます。私は一宮なのであれですけども、非常に土地改良区は水利の関係で苦慮をしているところがございます。そういった中で事業体系というのが、太田川上流部と一宮土地改良区。県とか国の補助金と

いうものももらって維持をしたいと思います、何かちょっと改良区の違いがあるのかどうか。一宮の方も天竜川からの水ももらっているわけですが、かなり電気代も高騰してしまっていて、非常に財政的にもひっ迫するというようなことをちょっと聞きましたので、その辺の一宮の方の支援というのは、対象にはならないのかどうか。その辺をちょっとお聞きします。

議長  
学校教育課  
議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

ただ今の西田議員の一つ目のご質問でございます。

今回の補正に対しまして、学校給食についてはどうかというようなご質問でございます。

議員よりご説明がありましたとおり、昨年度の給食費につきましては、物価上昇分につきましては補正をいただいております。学校給食の運営につきましては、学校給食連絡協議会でありますとか、学校給食の運営委員会といった組織で協議して対応を進めております。その中で、令和4年度の実績につきまして検証をする中で、今年度、令和5年度についても、それに準じてできるだけ栄養価でありますとか、量を減らさない中でやりくりしていくというような取組を確認しておりますので、今回の補正には盛り込んでございません。そのような経過がございます。

今年度の学校給食費につきましては、今回の補正には載ってございませんが、当初の予算の中で増額分を一般財源から計上させていただいております。以上です。

議長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

西田議員の説明書12ページ、太田川上流部土地改良区電力価格高騰対策支援金に係る、関連の一宮土地改良区に対する支援ということのご質問でございます。

まず一宮土地改良区については、一宮パイロットの茶園に係る土地改良区でございます。西田議員ご質問なさっているのは、お

そらく水利用組合に係るご質問かなと思います。

それに関しては、今、ご質問あったように、いろいろな取組をされているところでございます。主にかかるポンプのお金、要は天竜川の水をいただいて、それをポンプからまず配水池に圧送して、そこから貰う水とポンプから直接行く水があると思うんですけども、そこに関しては、磐田東部の土地改良区で電力とかそういったものに対しては負担しております。そこが高騰した場合については、昨年度の中でも、その分に対しては一時期その負担分が少し増えるよというお話があったんですが、そこは国の交付金を使って県で対応している部分がございます。ですので今年度も電気代が高騰して、あそこは多分農事用の電力を使っていると思うんですが、電力に関してはいろいろ契約の方法がありますので、もしその中で高騰した場合については、それこそ磐田東部にこちらで負担金を払っていますので、その部分について、もしかしたらその状況の中で追加の経費の要求があるかもしれませんが、そういった中でもその部分が高騰してということになるのなら、町としてはそういった対応になるのかなと考えております。以上です。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号「令和5年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

今回、30,000千円の一般会計からの繰入ということですが、電気代等が高騰しているということで、今年度の当初予算も前年度より多く計上されている中で、この30,000千円についての内訳とか、計算方法とか、もしくは機械等増えた理由等があればお願いいたします。

議長  
病院  
事務局長

(吉筋恵治 君) 朝比奈病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

30,000千円の増額についての内訳といったご質問と、あと当初予算との比較というところのご質問かと思えます。

まず当初予算につきましては、令和4年度予算額に比較しまして、病院につきましては、31,508千円。家庭医療センターにつきましては、2,296千円。合計で33,804千円を既に増額をしております。これは当初予算において、既に電気料金の高騰に対応した予算の計上をしております。当初予算の積算の際に、電気供給業者の「ミツウロコグリーンエネルギー」が当院の供給業者でございますが、そこから見積もりをとったうえで、電気料金の高騰の今後の見込みについても協議をしたうえで、内容を精査し、予算の計上をしているというところで、今回、補正の中では、30,000千円の交付金での繰入のみをさせていただいて、支出の分については、既に予算計上しているという中で計上していないといったことでございます。

また、30,000千円の根拠につきましては、先ほど一般会計のさまざまな予算の中で説明もございましたとおり、同様な形で積算

しております。具体的に申し上げますと、令和3年度の平均価格から令和5年度の予測単価の差額につきまして、令和5年度の使用量の見込み量、4月から2月の11か月分の使用見込みにつきましてでございますけども、その金額を算出したところ、30,000千円といった金額が不足するというか、根拠として計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川岸和花子 君 ) 4月から11月分の見込みについて、計算が30,000千円であったということですが、その根拠というか、前は令和3年度と比べて30パーセントアップみたいな話があったと思うんですけど、そのような感じの納得できるような何か根拠があればお願いしたいと思います。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

病 院

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

事務局長

ただ今の川岸議員の再質問にお答えいたします。

増額の具体的な根拠ということでございますが、使用料につきましては実績で申し上げますと、令和3年度から令和4年度を比較しますと、使用料につきましては、2パーセント減少しているといった状況でございます。これにつきましての要因はさまざまあると思うんですが、当院はコロナ病床で空床で病床を使用していないところが、病室もあります。それからそういったところは、空調はもちろん使わない。また、整形外科の手術を中止して、手術室の使用が落ちたといったようなところから、電気量も使用量が減っているという状況でございます。令和4年につきましては、そういう状況でございました。令和5年度につきましては、今回、積算に当たって、令和3年度から10パーセントの使用料を増加した見積りとさせていただいております。この10パーセントは、特に明確な根拠というものがございませんが、先ほど申し上げましたように、病床も5類になった中で、通常の入院体制、あるいはそれに伴う電気の使用、空調の使用、それから手術も解消された

という中で、使用料も増加するのではないかという見込みを立てまして、10パーセント程度が増加するというので、使用料については考えております。以上でございます。

議 長  
5 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) コロナ病棟を設置されていたという状況から、この5類になって、また通常の病院運営に変わっていくということで、量が増えるだろうという予測でということだということとはよくわかりました。

ちょっと関連かもしれませんが、今もコロナが収まっているわけじゃない中で、今も多分コロナを発症する方はおられると思いますが、関連で申し訳ないですが、そちらの体制について、病院内で何か考えていること。今年度、5月8日からの5類に関してから変更があったこと等、何か教えていただけることがあればお願いします。

議 長  
病 院  
事務局長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

ただ今の川岸議員の再々質問について、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5類になったうえで、病院の対応に何か変化があるか、対応が変わったか、今後の対応についてということのご質問かと思われまます。

病院につきまして、新型ウイルス感染症につきましては、ご案内のとおり、5月8日から感染症分類が2類から5類に移行され、県におきまして、入院の新病院フェーズが1から3という新フェーズに切り替えがされております。県とこの中東遠医療圏の中での連携をとりながら、医療については、もちろん進めていくという形になっております。新型コロナウイルス感染症の対応につきましても、同様の扱いをしているところでございます。

5月8日以降の病院の対応につきましては、まず外来につきましては、発熱外来を2類のときも行っておりましたが、その

発熱外来につきましては、県との協議調整のうえ、今までどおり実施をしていくということで、当面は発熱外来も実施をしていくという形をとっております。

また、入院の関係につきましては、先ほど言ったフェーズの切り替えがございましたけども、こちらも県との協議をした結果、当院はそれまでは新型コロナウイルス感染症の受け入れ協力医療機関という指定がされておりましたけれども、そちらは5類に変更にあたって解除されたわけではございますが、ただ、フェーズとして、森町病院の病床確保については、県からの割り振りもありまして、5月8日以降は2床の入院病床を確保し、さらにその準備室として1床、それから感染対策として、拡大しない形で動線を確保するための空室を1床という形で対応をしております。こちらの入院の病床の確保につきましては、2類と同様に空床補償で9月30日までは当面措置をしていただけるという形となっております。以上でございます。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年5月森町議会臨時会を閉会します。

( 午前11時16分 閉会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和5年5月29日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上